平成２３年（フ）第１１３５号
名古屋市千種区城木町２丁目25番地
債務者　姓農あや子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４４号
名古屋市守山区瀬古１丁目1436番地　瀬古荘214号
債務者　松原真理恵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８２号
兵庫県姫路市白国１丁目17番21号、従前の住所兵庫県姫路市北平野南の町２番39号
債務者　藤原きよみ（旧姓一郎丸）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９７６号
広島市中区小町５番39―501号
債務者　清木　亜樹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６６号
広島市安佐北区可部８丁目10番６―101号
債務者　藤江　尚美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９８号
広島市佐伯区旭園４番38―201号
債務者　高松塾こと　高松　　進
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５号
香川県仲多度郡多度津町大字青木196番地２　コーポフォレストⅡ―A101
債務者　石田　裕二
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３６号
香川県仲多度郡多度津町北鴨３丁目１番68―１号
債務者　稲井　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３７号
香川県仲多度郡多度津町北鴨３丁目１番68―１号
債務者　稲井　久子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７３４号
北九州市小倉南区南方２丁目11番５号
債務者　岩本　保彦
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６７号
福岡県中間市太賀１丁目２番３―305号
債務者　冨永　弘代（旧姓水永）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府6442番地
債務者　東　　智美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２２７号
長野県塩尻市大字広丘吉田907番地７　道西荘アパート101、前住所長野県塩尻市大字塩尻町84番地１
債務者　小野　　忠（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８８号
三重県名張市百合が丘東９番町207番地
債務者　芝原　　勲
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第９６号
三重県名張市平尾2681番地　栢本ハイツ202号室
債務者　神林　志帆
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１２３８号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地38棟201号
債務者　伏屋ます美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０９号
京都市右京区嵯峨広沢南野町27番地６
債務者　季節料理當眞こと　當眞　嗣英
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係